

閑上町区地区実質化された人・農地プラン

市町村名	地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
名取市	閑上町区地区(閑上町区)	平成28年2月	令和4年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	68.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.0ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.0ha

2 地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大を目指しているが、意向に対して農地が不足している。 ・地区外(仙台市)の農地を所有しているが、受け手が判らない。 ・土地条件の悪いほ場整備区域外や河川敷の受け手がいない。
--

3 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体である認定農業者が引き続き農地利用を担っていく。 ・基盤整備が完了した区域は、認定農業者等中心経営体に集積する。
<ul style="list-style-type: none"> ・畑や畑地としての利用可能な水田についても認定農業者等への集積を基本に新規就農者の受け入れで利用拡大を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 <ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
農業経営の効率化・安定化に向けた取組方針 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用型作物以外に収益性の高い園芸作物の生産を組み合わせた複合経営を推進する。

5 今後の中心となる経営体の状況

(1) 中心経営体数

	個人等	法人
① 認定農業者	人	2法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人